

## 決 議

静岡県は、東海道の要衝に位置するという地理的条件に加え、富士山を背景とする白砂青松の砂浜や変化に富んだ伊豆の海岸などの美しい景観、温暖な気候、豊かな水資源などに恵まれ、これまで人口や産業が集積し発展を遂げてきた。

一方で、県土の約7割を山地が占めることから急流河川が多く、降雨量も全国平均を大きく上回るなど地形条件や自然条件は厳しく、人口や資産が集中する河川中下流域の低平地は、河川の氾濫や内水による水害に対するリスクが高い環境に置かれている。

全国では、令和元年東日本台風をはじめ、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨、昨年9月に震災地の能登半島を襲った豪雨など、河川の氾濫等により毎年のように各地で甚大な被害が発生している。本県においても、令和4年台風第15号や令和5年台風第2号による記録的な豪雨により、県内各地で多くの家屋の浸水や公共土木施設の被害が発生した。今後も気候変動により更なる降水量や洪水発生頻度の増加が予想されていることから、被害を未然に防ぐための事前防災対策の加速化に加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水対策を推進するなど、より抜本的かつ総合的な対策を行うことが急務である。

また、海岸においても、南海トラフ巨大地震の発生に伴う津波や、気候変動の影響による台風の大型化に伴う高潮などにより、甚大かつ広域的な被害が発生し、県民の生活や経済活動に極めて深刻な影響をもたらすことが予想されている。さらに、河川からの土砂供給量の減少や人工構造物等の設置による沿岸の土砂移動の阻害などにより海岸侵食が顕在化しており、健全な海岸の保全も急務である。

このような状況の中で、治水・海岸事業は、県土を保全し県民の生命や財産を守るとともに、地域の社会・経済活動を支え、地域の発展に大きく寄与するものであり、安全で活力ある社会を実現するために、最も優先的に実施すべき根幹的な社会資本整備事業である。

以上を踏まえ、今後の治水事業並びに海岸事業の推進について、次のとおり決議する。

- 一 令和4年台風第15号や令和5年台風第2号に代表される、近年の豪雨で発生した床上浸水などの深刻な水害から県民の生命・財産を守り、安全で安心な社会を実現するため、物価や人件費の高騰による影響を考慮の上、治水事業費の増額を図り、予防的な治水対策を計画的に推進すること。
- 一 甚大な被害や繰り返し発生する水害を受けた地域について、早期復旧や再度災害防止を含め、早期復興に資する支援体制等の一層の充実を図ること。

- 一 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、河道掘削や樹木伐採、海岸堤防の嵩上げなど、「風水害や大規模地震等への対策」や「施設の老朽化対策」を重点的・集中的に推進するとともに、今後策定される「国土強靱化実施中期計画」に基づき、継続的・安定的に国土強靱化の推進を図ること。
- 一 気候変動の影響等により、激甚な災害が頻発している状況を鑑み、あらゆる関係者が協働して流域全体で浸水被害を軽減させる「流域治水」を進め、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を推進すること。
- 一 深刻化する海岸侵食に対し、長期的かつ広域的な総合土砂管理の視点に立った海岸保全対策を推進すること。
- 一 防潮堤や水門など津波防御施設の整備を着実に実施し、避難対策やまちづくりとの連携等により津波に強い地域づくりを進めるとともに、令和6年能登半島地震による被害の状況を踏まえ、伊豆半島防災を推進すること。
- 一 河川管理施設並びに海岸保全施設の機能が持続的に発揮され、地域経済に対するストック効果が中長期的に発揮されるよう、堤防等施設の適正な維持管理を推進すること。
- 一 人々が親しみ訪れる水辺のにぎわいを創出するため、美しさと風格を備えた魅力ある水辺空間の整備をまちづくりと一体的に推進すること。
- 一 国、県、市町、建設業において、官民が一体となり、高校、大学等の教育機関とも連携し、将来の土木系人材の確保に努めること。

令和7年6月4日

静岡県河川協会